

第2期新しいばらき障害者プラン改定版（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和3年2月4日（木）～令和3年3月5日（金） 30日間

2 意見募集方法

- (1) 県障害福祉課ホームページへの掲載
- (2) 県障害福祉課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館、各保健所での閲覧
- (3) 市町村、障害者団体への通知

3 提出された意見の概要

- (1) 意見数 13件（意見者数 個人：3人、団体：2団体）
- (2) 内容別件数
 - 視点Ⅰ「ひとりひとりが尊重される社会をめざして」に関するもの：4件
 - 視点Ⅱ「質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして」に関するもの：3件
 - 視点Ⅲ「快適に暮らせる社会をめざして」に関するもの：6件

【パブリックコメントの意見・対応内容】

番号	意見の要旨	県の考え方
1	<p>【視点Ⅰ：地域生活への移行の促進】</p> <p>「親亡き後」は、親が死亡した後と解釈されるが、親が存命であっても、親自身が高齢、病気又は認知症などで、自分の子どもの支援が出来なくなった場合も含めて「親なき後」問題であるため、「親なき後」に改めるべきではないか。</p>	<p>本計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に基づき、都道府県が作成している法定の計画であります。その基本指針の中で、「親亡き後」と表記されており、それに合わせて記載しているものです。（プランP38他）</p>
2	<p>【視点Ⅰ：就労機会の拡大】</p> <p>就労継続支援B型事業所は大手企業との業務提携をし、作業量の確保を図って欲しい。</p>	<p>就労継続支援B型事業所における仕事の確保のため、複数の事業所が共同で仕事を受注する県共同受発注センターにおいて、企業等への訪問活動を一層強化し、発注ニーズを把握することで、マッチングの強化を推進してまいります。</p> <p>また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の受注機会の拡大を積極的に推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（プランP43）</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
3	<p>【視点Ⅰ：就労機会の拡大】</p> <p>雇用の促進は、障害者就職面接会では十分でなく、就労の場の確保について、就労継続支援B型事業所は町工場や大手企業との業務提携をし、現場派遣を行うなど雇用の促進を図って欲しい。</p>	<p>障害者就職面接会は、障がいのある方の就業機会の拡大を図るため、障害のある方と事業者が一堂に会する面接会を開催しております。</p> <p>また、障害者雇用促進法により義務付けられた法定雇用率を未達成の企業に対して積極的な採用活動を促すため、この面接会への参加を勧めております。このような取組みを通じて、県内の事業者の障害者雇用に対する理解を深め、雇用を促進してまいります。(プランP44)</p>
4	<p>【視点Ⅰ：就労機会の拡大】</p> <p>就労継続支援B型事業所は就労継続支援A型事業所とは違い、企業との協定を結んでおらず、下請けになってしまっている。工賃は最低賃金にも達していない状況が続いており、就労定着支援として、就職まで隔々まで支援できるようにして欲しい。</p>	<p>様々な仕事の開拓と安定的な受注の確保のため、県共同受発注センターの機能強化や比較的単価の高い施設外就労を推進することで、工賃向上に努めてまいります。</p> <p>また、就労定着への支援として、就業面と生活面の一体的な相談支援・援助を行う障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就労支援とともに、就職後の雇用管理に係る事業主への支援や生活支援の強化に努めてまいります。(プランP51)</p>
5	<p>【視点Ⅱ：福祉の充実】</p> <p>強度行動障害の方で自宅で過ごすことが難しく、施設も受け入れ態勢がない等で受け入れが難しく、精神科病院へ入院するケースがある。しかし、情動面が落ち着いた後の受け入れ先がないため、長期入院につながる場合があるので、支援体制を強化して欲しい。</p>	<p>強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、研修強度行動障害支援者養成研修を実施することで、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を実施できる体制の充実を図ってまいります。(プランP63)</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
6	<p>【視点Ⅱ：福祉の充実】</p> <p>発達障害者やひきこもり者への支援にあたり、センターの場所が遠方のため、紹介しても繋がらないケースや支援体制を構築する場合に難しさを感じる。保健所以外の相談窓口（市町村等）を更に充実していただくと、病院としても連携がスムーズになると感じる。</p>	<p>発達障害者支援については、発達障害者支援センター（現在2か所）において、平成25年度から市町村職員を対象とした「発達障害者支援員育成研修」を実施しており、引き続き、市町村における窓口の充実と地域支援体制の強化を図ってまいります。</p> <p>ひきこもり支援については、当事者家族のみでの解決は困難なケースが多く、第三者による早期介入が求められることから、県では、これまで身近な相談窓口を増やすため、市町村に対し、継続的に相談窓口設置の働きかけをし、精神保健福祉センターにおいても、市町村職員向けに研修を実施しているところです。今後も引き続き、市町村の理解促進を図りながら、相談窓口の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（プランP63）</p>
7	<p>【視点Ⅱ：福祉の充実】</p> <p>事業所従業員の質向上、教育をはじめ、相談員が作成する計画書が障害者（児）個々レベルの支援を表現し明記しているのか。また、支援現場となる事業所で障害者プランの趣旨に沿ったレベルの支援がされているのか、その都度確認し実態を指摘する制度を組み込むことはできないか。</p>	<p>サービス管理責任者研修等において、従業員の質の向上を図るよう努めてまいります。また、事業所に対する指導監査や実地指導時の確認を徹底し、適切なサービス提供が行われるよう指導の強化を図ってまいります。（プランP68）</p>
8	<p>【視点Ⅲ：人にやさしいまちづくり】</p> <p>第11次茨城県交通安全計画に記載の障害者に関する内容と同一か。</p> <p>障害者の動力車運転に対しての現状課題を示すことも必要だと思われる。</p>	<p>第11次茨城県交通安全計画に記載されている障害者に関する施策と同一の記載ではありませんが、本計画は、「茨城県総合計画」の部門別計画として位置づけられるものであり、関連する他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。</p> <p>また、動力車運転に対する現状と認識については、障害者が社会活動に積極的に参加するためには、移動手段を確保することが重要です。このため、自動車の改造や運転免許取得に対する助成等を行うとともに、同行援護や移動支援事業などの充実を図る必要がある旨記載しております。</p> <p style="text-align: right;">（プランP79）</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
9	<p>【視点Ⅲ：外出支援の充実】</p> <p>“*”とは何か。他ページにもあるが、補足の意味あい。</p>	<p>本文中の*印を付けた用語は、巻末の「用語解説」に説明を掲載しております。 (プラン P82)</p>
10	<p>【視点Ⅲ：外出支援の充実】</p> <p>学校の中には身障者等用駐車枠がないところがあるため、専用枠の確保をして欲しい。</p>	<p>移動手段の確保の観点から、障害者をはじめ、高齢者・難病患者・妊産婦の方の移動を支援するため、公共施設等における身障者等用駐車場の確保を働きかけてまいります。 (プラン P82)</p>
11	<p>【視点Ⅲ：外出支援の充実】</p> <p>コミュニティバスで障害者対応のバスが少なく感じる。マイクロバスの年代車等を改造できるよう必要な費用支援できるよう働きかけをお願いしたい。</p>	<p>交通事業者や市町村等の関係機関と連携を図りながら、車椅子のまま乗車可能な福祉バスの運行やノンステップバスの普及に努めてまいります。 (プラン P84)</p>
12	<p>【視点Ⅲ：安全・安心な暮らしの確保】</p> <p>原子力災害における要配慮者の安全確保のところ、「茨城県広域避難計画」と関連づけているのがよく分かった。他ページにもこのような文面を付け加えることで分担分けが望ましい。最後ページに関連文章の案内を作成し参照させるようにしたほうが望ましい。</p> <p>例：茨城県交通安全計画 茨城県地域防災計画 茨城県道路交通法施行細則 茨城県自殺対策計画</p>	<p>関連文章の案内は作成しておりませんが、分かりやすい計画とするため「9用語解説」を設け、分かりやすさの向上に努めております。 (プラン P87)</p>
13	<p>【視点Ⅲ：安全・安心な暮らしの確保】</p> <p>障害者施設等では、感染症が発生すると急速に拡大する恐れがある。感染者が発生したとしても、きちんと対策はしているとアピールしないとダメだと考える。誹謗の防止につながるように対策しないとダメ。</p>	<p>県において開設している新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口等の活用や、コロナ差別禁止に関する啓発等を通じ、対応を図ってまいります。 (プラン P90)</p>